

CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

Newsletter

29 November 2022

「弁護士・依頼者間の秘匿特権 (英語)」グローバルガイド 第4版発行のお知らせ

この度、「弁護士・依頼者間の秘匿特権 (英語)」グローバルガイド第4版を発行しました。

本ガイドは、主要34法域の秘匿特権に関する法令と実務を包括的に網羅しています。世界情勢から紛争リスクの高まる中、各国ごとに異なる複雑な秘匿特権のルールを把握し、現地弁護士との秘密保持を徹底する必要がある企業にとって、貴重なリソースとなります。是非ご一読の上、さらに詳細をお知りになりたいときは弊所紛争解決グループまでご相談ください。

本ガイド(無料)をご希望の方はメールにてご連絡ください。



Corporate & Tax Global Update

ニュースレター Vol. 76

はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 76 となる本号では、米国の実質的所有者の報告 (最終規則) 及びドイツの事前確認制度 (APA) に伴う移転価格調整金の関税還付請求に関する事件の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. アジア

マレーシア：2023 年度予算案

シンガポール：シンガポールにおける税制の動向

2. 米州

米国：実質的所有者の報告 (最終規則)

3. 欧州

ドイツ：事前確認制度 (APA) に伴う移転価格調整金の関税還付請求に関する事件に対し、連邦財政裁判所が最終判決を下す

英国：会社債権者に対する取締役の責任にかかる最高裁判決

4. ESG/ Sustainability

タイ：新規再生可能エネルギー案件についての公募開始

オーストラリア：グリーンウォッシュに対する一斉調査を開始

スイス：非財務情報の開示並びに紛争鉱物及び児童労働に関するデューデリジェンス実施に関する新規則

「企業の実質的所有者（英語）」 レポート更新のお知らせ

この度、EU およびその他の国における実質的所有者報告義務に関するレポート「企業の実質的所有者」を更新しました。

本レポートでは、2022年2月1日時点における、第5次マネーロンダリング指令（MLD5）の施行に関するEU加盟国の遵守状況をハイレベルで概観するとともに、EUを脱退している英国、さらに香港、シンガポールの実質的所有者報告制度も網羅しています。是非ご一読ください。

本ガイド（無料）をご希望の方は
[メール](#)にてご連絡ください。



1. アジア

マレーシア

2023 年度予算案

2022年10月7日に、税制改正大綱を含む2023年度予算案が公表された。しかしながら、マレーシア議会は2022年10月10日に解散しており、それに伴う総選挙が今後実施されるため、2023年度予算案は、同議会によってまだ可決されていないこと、総選挙の終了後の状況によっては、今後変更される可能性があることに留意する必要がある。本稿では、グローバル・ミニマム課税（最低法人税率制度）をはじめとする現時点の2023年度予算案の重要な項目について解説する。

重要な進展

1. 賦課年度（YA）2023の個人所得税率及び法人所得税率の変動

2023年度予算案に基づく、50,001リンギから70,000リンギまでの課税所得に係る税率及び70,001リンギから100,000リンギまでの課税所得に係る税率については、それぞれ2%引き下げる旨が示されている。一方、250,001リンギから400,000リンギまでの課税所得に係る税率については、0.5%引き上げる旨が示されている。これらの改正後の税率は、YA 2023からの適用が見込まれている。

課税所得（リンギ）	現行税率（%）	改正後税率（案）（%）
50,001 - 70,000	13	11
70,001 - 100,000	21	19
250,001 - 400,000	24.5	25

零細企業、中小企業（以下、「中小零細企業¹」）の法人所得税率は、現行の税率では600,000リンギ以下の課税所得につき17%の税率が適用されているが、YA 2023から、100,000リンギ以下の課税所得について、17%から15%に引き下げる旨が示されている。

課税所得（リンギ）	現行税率（%）	改正後税率（案）（%）
100,000 以下	17	15
100,001 - 600,000		17
600,001 以上	24	24

2. 2024年におけるグローバル・ミニマム課税（最低法人税率制度）及び適格国内ミニマムトップアップ課税（QDMTT）の実施

2022年6月3日にマレーシア政府から公表された予算編成に向けての方針（pre-budget statement）において、同政府は、税源侵食と利益移転（BEPS）行動計画1に基づく所謂デジタル課税の実施について、現在、OECDと協議していること及び第一の柱と第二の柱のアプローチの実施に同意していることを表明した。また、マレーシア政府は、2022年8月1日に、パブリックコンサルテーション報告書を公表した。この報告書は、グローバル・ミニマム課税とQDMTTの導入を検討するというマレーシアの取組姿勢を強力に支持することになった。

2023年度予算案の発表において、マレーシア政府は、2024年の実現を目途に、第二の柱の下に推奨される最低法人税率制度を導入すること及び詳細な検討の完了次第QDMTTを実施することを表明した。OECDの2021年12月

¹ 原則的に払込資本が2.5百万リンギ以下で、かつ事業総所得が50百万リンギ以下の企業

ロシア及びウクライナ情勢 関連ブログ開設のお知らせ

ロシアによるウクライナ侵攻における情勢は、新たな制裁措置や規制が実施されるなど日々発展しています。

ペーカーマッケンジーでは、グローバルにビジネス展開されるクライアントの皆様が、このような動向を簡易に把握できるよう、制裁・輸出管理ブログを開設し最新情報を提供しています。

是非こちらからご覧ください。

20日付けグローバル税源浸食防止（GloBE）モデル規則（第二の柱）に従い、ミニマム課税は、年間で750百万ユーロ（35億リンギ）を上回る収入がある多国籍企業に適用される。

3. 電子インボイス及び納税者識別番号（TIN）

2023年度予算案において、税務行政における効率性改善のため、以下の措置を実施することが提言されている。

- 電子インボイスは、システムの整備、及び特定の納税者を対象とする試験的プロジェクトをして、2023年から段階的に実施される。
- TINは、税収基盤を拡大するため、2022年現在、導入・実施されているところである。2023年からは、TINは、18歳に達する市民及び永住者に自動的に付与され、また、書類、証書に印紙を貼る際は、いつも使用を義務付けられることになる見通しである。

2023年の展望

2021年のパンデミック後、経済は堅調な回復を見せたが、その後、COVID-19の新変異株、インフレ拡大、地政学的緊張の継続、債務の増加及び所得不平等によりもたらされる懸念のために、短期的な経済見通しは、厳しいものになると予測される。その意味では、マレーシア政府は、税法の適用を引き締めかつ税収基盤を拡大することによって、歳入の増大を図る必要があり、同政府に対するその圧力は、今後も継続する。これに関連して、税務当局が「疑念に基づく」税務調査のアプローチから離れて、納税者側における協調的コンプライアンス、すなわち、マレーシア内国歳入庁の税務コンプライアンス・ガバナンス・フレームワーク（TCGF）プログラムに基づいた税務調査のアプローチに移行することは、より効率的な税務行政を推進していく上で適切な対応であるように思われる。

税務調査の動向についていうと、税源浸食と利益移転（BEPS）及びOECDの第一の柱及び第二の柱のモデルに関する計画的な実施に取り組むためのマレーシアの税務当局として、移転価格はこれからも引き続き重点を置く分野である。電子インボイス、TIN及び政府当局間の横断的協力体制の強化、ビッグデータの活用並びに納税者及び第三者に対する情報請求等、広範囲に及ぶ情報の活用により、税務当局による納税者への税務調査が強化されることも予測し得るところである。

2022年10月10日に議会在解散したことを考慮すると、2023年度予算案は再提出される見込みであり、今後数か月のうちにさらに法改正がなされ、その結果、企業と個人の両方に影響を与える追加の税制案が公表される可能性がある。納税者は、税務分野における変化に適応し、税務リスクの特定と対応のための体制を整え、かつ、課税当局による税務調査に対処するのに十分な機能を備えることが求められる。

[最初のページに戻る](#)

シンガポール

シンガポールにおける税制の動向

本稿では最近のシンガポールにおける税制の動向で重要と思われるものにつき解説する。

1. 最低税率課税制度導入のための調査

「2022-2025年における税務紛争展望（英語）」レポート発行のお知らせ

世界的なビジネスの急速な変革と国際的な政策の転換は、企業の税務エクスポージャー、財務の回復力、戦略、経営手法に大きな影響を与えています。これらの要因は、あらゆるセクターにおける企業が、今後の税務紛争解決にどのように取り組むべきかを定める重要な要素となりえます。ペーカーマッケンジーでは、2021年後半に日本を含む主要10か国6セクターの税務責任者1,200人を対象とした独自調査を行い、税務紛争チームおよび国際税務チームの知見をもとに、「税務紛争展望レポート」を発行しました。

以下のイメージをクリックして是非ご一読ください。



シンガポール政府は、BEPS 2.0 プロジェクトの第二の柱であるグローバル税源浸食防止（GloBE）ルールに対応した、最低税率課税（Minimum Effective Tax Rate、以下、「METR」）と呼ばれる追加課税制度の導入のための調査を行っていることを発表した。

METR が実施されると、対象となる多国籍企業グループは、シンガポールにおける所得に 15%の実効税率が適用されるようになり、追加の税負担が発生する。GloBE ルールに平仄を合わせ、最終親会社の連結財務諸表に基づく年間収益が7億 5000 万ユーロ以上であり、シンガポールにおいて活動を行う多国籍企業グループに対し、METR が適用されると予想される。

シンガポール内国歳入庁（IRAS）は現在、METR の制度の設計に向けた調査を行い、関係者との協議を進めている。また、シンガポール財務省は、GloBE ルールに関する国際的な動向を注視している。METR が導入された暁には、その内容は GloBE ルールと可能な限り整合的なものとされる予定である。

2. 各種税制優遇措置の延長及び改組

① プロジェクトファイナンス及びインフラストラクチャーファイナンスに係る税制優遇措置

以下の税制優遇措置が 2025 年 12 月 31 日まで延長された。

- 適格プロジェクトのデッド型証券からの適格所得に係る免税措置
- シンガポール証券取引所（SGX）に上場し承認された企業が受け取る、適格海外インフラストラクチャープロジェクト/資産から生じる適格国外源泉所得に係る免税措置

但し、承認されたインフラストラクチャー受託管理者／ファンド管理会社が、SGX 上場の承認された事業信託／インフラストラクチャーファンドの管理から得た適格インフラストラクチャープロジェクト／資産に関連する、適格所得に係る 10%の軽減税率の適用措置は、予定通り 2022 年 12 月 31 日以降失効する予定である。

② 金融セクターに係る源泉所得税の免税措置

以下の支払いに係る源泉所得税の免税措置が 2026 年 12 月 31 日まで延長された。

- シンガポールのスワップ取引の相手方による、シンガポールドル建て債券の発行者に向けた、クロスカレンシー・スワップ取引に基づく支払い
- 承認された取引所、承認された清算機関、及びそれらのメンバーによる、すべてのデリバティブ契約に基づく証拠金の利息の支払い
- 特定機関による証券貸付又は現先取引に基づく支払い
- シンガポール金融管理局による金利スワップ取引又は通貨スワップ取引に基づく支払い

但し、金融機関による金利・通貨スワップ取引に基づく支払いに係る源泉所得税の免税措置は、予定通り 2022 年 12 月 31 日以降失効する予定である。

③ 非居住者からの貸付金の利息に係る源泉税の減免

「グローバル・プライベート M&Aガイド（英語）」発行の お知らせ

本ガイドは、非上場会社を対象とするクロスボーダーM&Aの準備、実行段階で直面する法務および規制上の各種の論点について、40法域の状況を取りまとめています。ストラクチャリング、契約締結、PMI、外国投資規制、独占禁止法、税務上の問題、雇用法上の義務、贈収賄防止など、取引プロセス全段階について、主要な法的規制の枠組みを包括的に概説しています。クロスボーダーM&Aに関する法律実務は複雑さを増しており、十分な事前準備と情報収集はM&A 案件の成功のための必須の条件となっています。

本ガイド（無料）をご希望の方は
[メール](#)にてご連絡ください。



生産設備の購入のために用いられる認定を受けた非居住者からの貸付金について支払われる利子に係る源泉所得税の減免を認める措置が、2028年12月31日まで延長された。

- ④ 海事産業奨励金受給事業者が締結するファイナンスリース契約に基づく船舶及びコンテナのリース料に係る源泉所得税の免税措置

本免税措置は、2028年12月31日以前に締結されたファイナンスリース契約にも適用されるよう延長された。

- ⑤ 非居住者である貸手へ支払われるコンテナのオペレーティングリース料に係る源泉所得税の免税措置

本免税措置は、2027年12月31日以前に締結されたオペレーティングリース契約にも適用されるよう延長された。

- ⑥ 航空機リーススキーム

本スキームは、航空機リースに係る適格所得について軽減税率の適用と特定の適格支払に係る源泉所得税の自動的な免除を認めるものであり、2027年12月31日まで延長された。

3. GST 税率の上昇

2022年現在の、標準的な物及びサービスに対するGSTの税率は7%であるが、2023年1月1日より8%、2024年1月1日より9%とされる。

GSTの登録事業者には、コンプライアンス義務違反となることを避けるために、経過措置等を加味した内部統制の整備が求められる。

[最初のページに戻る](#)

2. 米州

米国

実質的所有者の報告（最終規則）

実質的所有者の報告にかかる最終規則の公表

2022年9月29日、米国財務省の金融犯罪取締ネットワーク（以下、「FinCEN」）は、企業透明化法（以下、「CTA」）における実質的所有者の情報報告規定を実施する最終規則（以下、「最終規則」）を公表した。最終規則は、2021年12月8日にFinCENが発表した規則案を概ね踏襲しているが、「会社申請者」の定義や報告のタイミングに関し、企業にとって喜ばしいいくつかの変更を含む。最終規則は2024年1月1日に発効する。

CTAは、「報告会社」に対し、その「実質的所有者」及び「会社申請者」に関する特定の情報をFinCENに開示することを要求している。これに加え、最終規則では、報告会社自体に関する特定の情報をFinCENに開示することを要求している。

報告書の様式、提出期限、及び未提出の場合の罰則

1. 報告書の様式

CTA及び最終規則では、報告会社が、当該会社、その実質的所有者、及びその会社申請者に関する特定の情報を開示することを要求している。報告会社は、名称（商号を含む）、所在地、設立の管轄、固有の識別番号にかかる情報を報告する義務がある。

「グローバル金融サービス規制ガイド（英語）」発行のお知らせ

本ガイドは、世界の主要な金融センター及び新興市場を含む35の国と地域について、金融サービスに関する法令と規制を網羅的かつ包括的にまとめたものです。急速に変化する金融規制に対応するため、2021年更新版として内容をアップデートいたしました。

各国における金融規制の監督官庁、関連するライセンス、クロスボーダー取引の相手方が所在する場合に注意すべき点等、実務的に問題となると思われる点を簡潔にまとめております。

ペーカーマッケンジーのGlobal Financial Services Regulatoryチームは、世界の主要な金融センターのみならず新興国市場もカバーし、金融コンプライアンス、取引規制及び当局対応まで一貫したサービスを提供しております。

本ガイド（無料）をご希望の方は、[メール](#)にてご連絡ください。



各実質的所有者及び会社申請者は、FinCEN に対し、法律上の名称、生年月日、実質的所有者の住所、会社申請者が職業専門家の場合は勤務先住所、職業専門家でない場合は会社申請者の住所、正式に認められる身分証明書又は FinCEN 識別子から得られる固有の識別番号を提出する必要がある。

2. 提出期限

2024年1月1日より前に設立された報告会社は2025年1月1日までに、2024年1月1日以降に設立（国内会社）、又は登録（外国会社）された報告会社は、設立又は登録の日から30日以内に、CTAに基づく最初の報告書を FinCEN に提出する必要がある。実質的所有者に変更があった場合、会社は変更後30日以内に当該変更内容を反映した報告書を提出しなければならない。

3. 罰則

CTAは、虚偽の若しくは不正な実質的所有者の情報を故意に提供した場合、又は完全な若しくは最新の実質的所有者の情報を故意に報告しなかった場合、刑事罰及び民事罰を科す。違反が継続し又は是正されない場合、1日毎に500米ドルの民事罰、又は10,000米ドル以下の刑事罰、2年以下の禁固刑、若しくはその両方が科される場合がある。

4. 定義

- 実質的所有者（Beneficial Owner）：①直接又は間接的に、報告会社を実質的に支配、又は②報告会社の所有権の少なくとも25%を所有若しくは支配している個人をいう。
- 実質的支配（Substantial Control）：①報告会社の上級役員（senior officer）、②報告会社の上級役員又は取締役会等の多数派若しくは支配的少数派を選任・解任する権限、及び③報告会社の重要事項に対する指示、決定、又は実質的影響力、という3つの具体的な指標に加え、④報告会社に対するその他あらゆる形態の実質的支配というキャッチオール規定が定められている。
- 会社申請者（Company Applicant）：報告会社の設立又は最初の登録を行うための書類を、州務長官又は同様の役所に直接提出する個人をいう。当該個人を指示・支配する一次的な責任者も含まれる。ここでは、報告会社1社につき、弁護士とその事務員といった2名までの者が想定されている。報告会社や実質的所有者とは異なり、会社申請者に関する情報の更新は必須ではない。
- 報告会社（Reporting Company）：国内報告会社とは、州法又はインディアン法に基づき、州務長官又は同様の役所へ書類を提出することにより設立された株式会社、有限責任会社、その他事業体をいう。外国報告会社とは、州法又はインディアン法に基づき、州務長官や同様の役所へ書類を提出することにより州内又は部族の管轄内で事業を行う登録をした、外国法下で設立された株式会社、有限責任会社、その他事業体をいう。

5. 報告会社の例外

FinCENは、米国内に存在する3,000万を超える数の事業体が最終規則の規制の対象になるものと見込まれるものの、重要な例外もある。例外となる事業体の多くが、実質的に国や州の規制に既に服しているか、政府当局に対して実質的支配者に関する情報の提供義務を既に負っているものである。以下は当該例外の一例である。

- 銀行

「グローバルSPACガイド (英語)」発行のお知らせ

本ガイドでは、複数法域におけるSPACおよびDe-SPACについて適用される規制内容を比較しています。

SPACの制度自体は数年前から存在しているものの、最近の市場環境がSPACによる上場の追い風となっており、さらに、De-SPACを通じたSPACと非上場企業との統合という手法も増加しています。SPACは米国で主に行われてきましたが、近年では欧州やアジア市場でのSPACのIPOや同地域の非上場企業とのDe-SPACを行うことへの関心も高まっています。

SPACのIPO及びDe-SPACのストラクチャリング等については、米国における仕組みが一般的に採用されているにもかかわらず、適用される各国法の規制内容が異なるため、各SPACおよびDe-SPACには慎重な検討が必要となります。本ガイドでは、これらの法域における規制や実務について概説します。

本レポート（無料）をご希望の方は、[メール](#)にてご連絡ください。



- 上場企業
- 米国内で20人以上のフルタイム従業員を雇用し、総売上高が500万米ドルを超え、米国内に物理的にオフィスを構えて事業を展開している大規模企業
- IRC §501(c)に基づく免税事業者
- CTA上報告会社の例外とされる事業体が、直接又は間接的に、支配又は完全に所有している子会社。ただし、当該事業体が子会社の少数株主の場合、当該子会社は報告会社となる。

6. まとめ

CTAは、匿名事業体がマネーロンダリングや脱税、テロ資金調達に利用されるリスクを低減し、その透明化を促進する上で、米国にとって大きな前進となる。米国は、遅ればせながら、様々な種類の法人の背後にいる個人を特定するための枠組みを構築したところ、国際社会は、CTAによってその施策目標を達成できるか否かに注目している。FinCENは、CTA発効日である2024年1月1日までの間、企業に対して同規制に基づく報告義務を周知し、既存の報告会社にその規制内容を実質的に把握させる予定である。

[最初のページに戻る](#)

3. 欧州

ドイツ

事前確認制度（APA）に伴う移転価格調整金の関税還付請求に関する事件に対し、連邦財政裁判所が最終判決を下す

背景

2022年5月17日付（2022年9月末に公開）で、ドイツにおける税務に係る最高裁判所である連邦財政裁判所（Bundesfinanzhof（以下、「BFH」）は、浜松ホトニクス事件の最終判決を下した。

この事件は、製品の販売者である日本法人の浜松ホトニクスと購入者であるドイツ法人の浜松ホトニクス・ドイツ（原告）との間の棚卸資産取引に関して、移転価格税制に基づく事前確認（以下、「APA」）が締結された後に、ドイツ法人の営業利益率がAPAの合意水準に満たなかったために、棚卸資産取引の補償調整（クレジットノートによる遡及的な一括下方調整）が行われ、当該調整に伴う過払い関税の還付をドイツ税関当局に申請したが、それが却下されたため、当該決定を不服として提訴されたものである。その後、ドイツの下級裁判所から欧州司法裁判所（「ECJ」）への付託が行われ、2017年12月にECJは、遡及的な移転価格調整（上方調整か下方調整にかかわらず）は、関税価格の決定において考慮されるべきではないという、多くの実務家を驚かす決定を下した²。

そして、その他のECJの判決と同様に、ECJの決定が提訴された事件の問題に直接適用できるかどうかは、EU加盟国の現地裁判所によって検証されていたが、今回の判決でBFHは、ECJの判決に従い、遡及的下方修正に伴う原告の還付請求を否定したが、驚くべきことに、以下の点がより明確になった。

- 原告は、クレジットノートによる遡及的な移転価格の調整に基づいて関税の還付を請求したが、BFHは、上方修正と下方修正の両方につ

² C-529/16

いて、（取引価額方法に基づいて原告が申告した）移転価格が全く調整されないのか、調整される場合には上方修正なのか下方修正なのか、税関申告書の受理という税額が確定する重要なタイミングにおいては不明であることを強調した。

- 輸入時のこのような明確性の欠如のため、いかなる調整も関税評価目的には無関係とみなさざるを得ない。価格が調整されなければならないかどうか、どの程度調整されるかは、関税評価目的の税額が確定するタイミング以降の出来事であり、したがって、輸入時の「真の経済価値」のみを反映しなければならない関税価格とは無関係である。
- BFH は、これらの原則が、取引価格の方法であれ、代替的な評価方法であれ、すべての関税評価方法に有効であることを明らかにしている。
- BFH はさらに、原告がクレジット調整額を個々の製品の輸入に正確に割り当てることができないことは、その判断に関係しないという判断を示した。

実務への影響

BFH の判決はドイツ国内でのみ適用されるが、他の EU の税関当局や欧州委員会は、税関評価の観点から遡及的な移転価格調整の取り扱いに関する EU の統一的なアプローチの確立を期待して、この訴訟の結果を待ち望んでいた。他の EU の税関当局や欧州委員会が BFH の判決にどのように対応するかは、いまだ明らかになっていない。

しかしながら、全ての税務判決と同様に、その影響を適切に評価するためには、基礎となる事実が重要である。BFH の判決を一読すると、確かに、遡及的な移転価格の調整（上方か下方かにかかわらず）は、通関価格に影響を与えないという一般的な評価として理解できるが、この判決には、そのような一般的な評価を狭めるかもしれない以下の具体的な点がある。

1. 原告の輸入申告は確定的であったこと

本判決では、原告は確定申告を行ったため申告された通関価格は暫定的なものではなかったとされている。仮に、原告が移転価格を暫定的な価格として輸入申告し、一定期間内に暫定的な価格を修正する必要があったとしても、判決が同じになったかどうかは不明である。

2. 残余利益分割法が適用された事案であったこと

移転価格税制の観点からドイツと日本の税務当局は、原告の申請により、いわゆる残余利益分割法を選択し、一定の利益分割要因に従って、ルーティン利益と残余利益を販売者（日本法人）と原告（ドイツ法人）の間で分割していた。全ての移転価格算定方法は、取引当事者が独立企業間価格で取引を行うことを求めているが、他の移転価格算定方法（例えば、取引単位営業利益法や原価基準法）の採用により、関税評価目的での遡及的な移転価格調整を無視できるという結論に至るかどうかは明確ではない。

[最初のページに戻る](#)

英国

会社債権者に対する取締役の責任にかかる最高裁判決

概要

英国最高裁は、BTI 2014 LLC（原告）対 Sequana SA 等（被告）[2022] UKSC 25 において、2006 年会社法に基づき登記された会社における、会社

債権者の利益を考慮すること（及び当該利益に沿うよう行動すること）に関する取締役の義務に関し、待望の判決（以下、「本判決」）を下した。

取締役の義務：従来の枠組み

本判決以前の一般的な見解は以下の通りである。

- 会社が支払不能となった場合、多くの場合に会社の構成員全体の利益のため会社運営を成功に導くことを意味すると取締役が誠実に考えるところの取締役の義務（2006年会社法 172(1)条）は、即時かつ自動的に、会社債権者全体の利益を最優先すべき義務となる（即ち、当該利益は株主の利益に優先する）。取締役は、個々又は特定クラスに属する会社債権者の利益ではなく、会社債権者全体の利益を考慮しなければならない。
- 会社債権者の利益を考慮し又は当該利益のために行動する義務は、会社が支払不能に陥ったこと（又は支払不能に陥る可能性があること）を、取締役が知った又は知るべきであった場合に生じる。

会社が支払不能であるのか、又はいつ支払不能となるかという点は常に明確であるとは限らない。会社の支払能力が不確実な期間は通常「支払不能近接状態」と呼ばれる。会社がこの状態に陥った場合、取締役は、会社の構成員の利益を優先すべきか、それとも会社債権者の最善の利益のために行動すべきかという困難な問題に直面することになるであろう。

本判決は上記の点を確認した上、更に踏み込んだ判断を示している。

事案

2009年、AWAの取締役は、同社の唯一の株主である Sequana SA に対し、適法に（即ち 2006年会社法第 23 部の要件に従い）、1億 3,500 万ユーロの配当（以下、「本件配当」）を決議し、これを行った。配当が決議され行われた時点において、AWA は貸借対照表及びキャッシュフローの双方の観点から支払能力を有していた。

しかしながら、AWA は、価値が明らかでない偶発債務とポートフォリオを有していた。これらは、「可能性ではないものの、何時かは未定であるが差し迫った時点ではない将来において AWA が支払不能になる現実的なリスクを生じさせるものであった」。AWA が近い将来に支払不能となる可能性は 2018 年に現実のものとなり、同社は倒産手続に入った。

BTI 2014 LLC は（以下、「BTI」）、AWA に対する債権の譲受人として本件配当相当額の回収を求めた。BTI の主張は、本件配当の決議及び分配は、会社債権者の利益を考慮（し、かつ当該利益に従い行動）すべき取締役の義務に反するというものであった。

第一審及び控訴審において BTI の主張は退けられた。本件は最高裁に上訴され、所謂「会社債権者に対する義務」の詳細が示されることとなった。

最高裁の判断

第一に、最高裁はコモンロー上の会社債権者に対する義務の有無について判断し、（2006年会社法 172(1)条に基づく）会社構成員（株主）の利益のために会社運営を成功に導くよう行動すべきという制定法上の取締役の義務に言及した。即ち、取締役の義務は、株主に対して直接負うのではなく、会社そのものに対して負うものである。会社が支払不能又は支払不能に陥りそうな状況においては、会社運営を成功に導くべき義務はコモンローの論点となる。ところ、会社の利益は、株主の利益に加え会社債権者全体の利益も含むものと解され、会社債権者の利益を無視して行動することは、会社に対する取締役の義務の違反となる。

第二に、最高裁は、本件配当に対して会社債権者に対する義務が認められ得ると判断した。その理由は、(1) 本件配当の適法性はあらゆる法に服するか否かの問題であるところ、コモンロー上の会社債権者に対する義務も同じ問題に服すること、また(2) 会社が債務を期限通りに履行できない場合、適法に配当を実施することはできないことにある。

第三に、最高裁は、会社債権者に対する義務に関し次のように判断した。

(1) 会社が支払不能又は支払不能に陥りそうな状況だが、倒産手続が不可避ではない場合、取締役は株主の利益と会社債権者の利益の均衡を図らなければならない(将来の特定時点における「支払不能の現実的リスク」は、当該義務の発生には不十分)。(2) 当該会社債権者の利益とは、会社債権者全体の利益をいう。(3) 倒産手続が不可避である場合、会社債権者の利益を最優先すべきである。

第四に、最高裁は、本件配当の決議時及び支払時において、AWAは支払不能又は支払不能が切迫した状況になく、支払不能の可能性があったとはいえなかった事実を照らせば、本件配当に関して会社債権者に対する義務は生じていなかったと判断した。多数意見は、会社が支払不能若しくは支払不能に陥りそうであること、又は倒産手続に入りそうなことを、取締役が知っていた又は知るべきであった場合には、会社債権者の利益を考慮する義務が生じると判断した。また、最高裁は、会社債権者に対する義務の実効性を確保するために、株主は会社の支払能力を損ねたり、会社債権者に損害を与えるような取引を承認することは許されないと判断した。

英国企業の取締役に与える影響

取締役は、会社の支払能力に常に留意しなければならない。会社が、支払不能(例えば、1986年倒産法第123条に基づいて支払不能とみなされた場合)又は支払不能に陥りそうな状況だが、倒産手続に入りそうとまではいえない場合、取締役は株主の利益と会社債権者の利益の均衡を図り、会社債権者の利益を適切に考慮しなければならない。会社の支払不能が決定的となった場合、取締役は会社債権者の利益を最優先としなければならない。

本件判決に照らせば、取締役は以下のことに留意すべきである。

- 会社債権者に対する義務に対し、過度に敏感にならない。あまりに早期に会社債権者の利益を最大化しようとする、株主から何らかの責任追及をされる恐れがある。
- 会社の長期的利益を考える。取締役は、会社債権者と株主の利益の均衡を図るべきである。
- 会社の取引及び財務の状況を定期的に分析し、考慮する。会社の財務状況に懸念がある場合には、より頻繁にかかる分析をすべきであり、会社の業務の全容を把握するために必要なすべての情報にアクセスすべきである。
- 会社の支払能力の懸念が高まった際には特に取締役同士で頻繁にミーティングをし、意思決定過程の書面化を徹底する。
- 法務や会計のプロフェッショナルからのアドバイスに従う。

一般的に、取締役は、会社の財務状況が悪いときほど、会社債権者の利益のために行動することが期待される。本判決は、これまでの実務を大きく変えるものではないが、会社債権者の利益を考慮する義務を明確化した点において有意義である。

[最初のページに戻る](#)

4. ESG/ Sustainability

タイ

新規再生可能エネルギー案件についての公募開始

タイのエネルギー規制委員会（Energy Regulatory Commission）は、2022年9月、2022年から2030年までの期間における固定価格買取制度に基づく再生可能エネルギー源からの電力購入に関する規則（以下、「本規則」）及びこれに基づく公募概要を公表した。

タイ政府は2050年までに発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合を50%以上とすること等を目標として掲げており、上記公募は、そのような目標の達成のために実施される2030年までの期間における再生エネルギー源からの電力購入に関するものである。

本規則においては、適格性が認められる再生可能エネルギープロジェクトの主たる特徴、性質及び範囲並びに公募参加者の資格が定められており、その概要は以下のとおりである。

- 購入目標：5,203MW（うちバイオガス 335MW、風力 1,500MW、地上設置型太陽光発電 2,368MW、蓄電設備付地上設置型太陽光発電 1,000MW）
- FIT レート：バイオガスについては 2.0724 タイバーツ／ユニット（20年の固定型）、風力については 3.1014 タイバーツ／ユニット（25年の固定型）、地上設置型太陽光発電については 2.1679 タイバーツ／ユニット（25年の固定型）、蓄電設備付地上設置型太陽光発電（発電設備容量 10-90MW 超）については 2.8331 タイバーツ／ユニット（25年の固定型）
- 外資規制：内国民待遇に関する国際的合意や特段の法的な定めがない限りは、その外資比率が 49%以下であり、その過半数の取締役がタイ国民であり、かつ、その署名権限者がタイ国民であるタイ法人のみが公募参加者となることができる。
- 株式譲渡制限：商業運転開始日（COD）後 3 年間が経過するまで、公募参加者の株式半数以上は入札当初の株主により保有され続けなければならない（当該参加者が上場企業である場合を除く）。
- 最低資本金：公募参加者の資本金は、入札に付する再生可能エネルギー発電設備の出力の量に 1kW あたり 2,000 タイバーツを乗じた金額以上でなければならない。
- 保証金：入札時に入札に付する再生可能エネルギー発電設備の出力の量に 1kW あたり 1,000 タイバーツを乗じた金額の保証金を支払わなければならない。
- 選定基準：事業者選定においては、準備状況、開発能力、資金力及び事業計画などを数値化して勘案する。
- 電力購入契約（PPA）：選定事業者の公表後 14 日以内に、選定事業者は PPA 締結に関する前提条件の遵守について合意しなければならない。COD 予定日が 2024 年から 2025 年である選定事業者については選定事業者の公表後 180 日以内に、その他の選定事業者については選定事業者の公表後 2 年以内に PPA を締結しなければならない。なお、COD 予定日から 12 か月以内に商業運転が開始されなかった場合には締結済の PPA は自動的に終了する。

公募期間は既に満了しており、選定事業者の公表は2023年3月15日までにされる予定である。

[最初のページに戻る](#)

オーストラリア

グリーンウォッシュに対する一斉調査を開始

概要

オーストラリア競争・消費者委員会（Australian Competition and Consumer Commission、以下、「ACCC」）は、2022年10月4日、「環境および持続可能性に関する誤解を招くようなマーケティング上の主張」（いわゆるグリーンウォッシュ）、及び「偽の、又は誤解を招くようなオンラインビジネスレビュー」を特定するためのインターネット一斉調査を実施することを発表した。

ACCCは毎年「コンプライアンスとエンフォースメントの優先順位（Compliance and Enforcement Priorities）」を発表している。当該調査は、ACCCが今年初めに発表した2022-23年の「コンプライアンスとエンフォースメントの優先事項」の一環として実施され、環境と持続可能性に関する欺瞞的な広告とマーケティング手法を特定することが大きな目的である。

調査対象

グリーンウォッシュに対する一斉調査では、エネルギー、自動車、家庭用製品・家電、食品・飲料包装、化粧品、衣料・履物など、多岐にわたる産業分野において、少なくとも200社のウェブサイトがACCCによって審査される。

また、同時に実施される「偽の、又は誤解を招くようなオンラインビジネスレビュー」を対象としたインターネット上の一斉調査では、最初に、家電製品、電子機器、ファッション、美容製品、食品、レストラン、旅行サービス、スポーツ、ホームセンター、キッチン用品、健康器具、家具、寝具など、消費者が最もレビューを頼りにしている分野を対象に、少なくとも100の事業者が調査される。そして最初の調査では、企業のウェブサイト、Facebookページ、第三者のレビュープラットフォームに投稿された誤解を招くレビューを対象とし、ソーシャルメディア上のインフルエンサーによる誤解を招くような広告は、2回目の調査で検討され、広告やスポンサーシップを明確に開示していない投稿の特定に焦点が当てられる予定である。

ACCCは、消費者が環境表示・主張（グリーン・クレーム）に惑わされたり、騙されたりしていることを確認した場合、躊躇なく強制措置を取ることを表明している。

推奨される対策・ACCC対応

上述のとおり、ACCCは、グリーンウォッシュ対策において様々な分野を対象とした広範な一斉調査を発表しているため、特にグリーン製品を取扱う企業では、環境や持続可能性に関連する表現が正確かつ誠実で、実証可能であることを確認するために、オンライン上で行われた表現の見直しが必要となる。例えば、企業が供給する製品について、「環境にやさしい性質や特性」又は企業やその供給するサービスの「持続可能性」を掲げる主張（カーボンニュートラルや循環型社会の拡大に関する主張等を含む）がなされている場合には、これら環境表示・主張の表現方法や裏付けを確認する必要がある。

主張の裏付けに関して、ACCCのデリア・リカード副議長は今年9月の講演で、企業が主張する環境面の裏付けを「信頼できる科学的報告書、透明性の

あるサプライチェーン情報、信頼できる第三者認証、又はその他の形態の証拠によって」行うことが重要であると指摘している。

ACCC から問い合わせを受けた場合、企業は ACCC への回答を慎重に検討し、ACCC に提供する情報の正確性や裏付けの有無を確認のうえ対応を行う必要がある。

[最初のページに戻る](#)

スイス

非財務情報の開示並びに紛争鉱物及び児童労働に関するデューデリジェンス実施に関する新規則

紛争地域や児童労働からの鉱物・金属並びに非財務情報の開示に関する新たな規則が 2022 年 1 月 1 日に施行されている。

非財務情報の開示に関する新規則は、(1)スイス監査監督法第 2 条(c)に基づく「公益企業」（上場会社及び監査人による監査が義務付けられる金融機関）、(2)連結ベースで重要な雇用主（常勤 500 人以上）、かつ(3)連結ベースで貸借対照表上の資産（2000 万スイスフラン超）又は売上（4000 万スイスフラン超）の点で重大な規模を有する場合に適用される。新規則では、環境、社会問題、労働問題、人権問題、腐敗防止などの分野について報告する義務が定められている。当該会社が他の国内又は外国の会社を支配している場合は、それらの会社も報告の対象に含まれる。また、報告書には、上記の分野に関連する事業モデル、採用した方針及びデューデリジェンス手続、非財務事項及びそれらの有効性に関する対応、主要リスク及び関連する業績指標の記述も含まなければならない。報告書は、国内、欧州又は GRI スタンドアードなど国際的な報告枠組みに基づき作成することができる。

また、新規則は、紛争鉱物及び児童労働に関する一定のデューデリジェンス及び透明性確保の義務も規定している。これは、スイスに登録事務所、本店又は主たる事業所を有する会社で、紛争地域及びリスクの高い地域から一定の鉱物を輸入し、スイスで加工する場合、又は、製品又はサービスが児童労働により製造又は提供されている疑いのある場合に適用される。スイス連邦評議会は、紛争地域及び児童労働からの鉱物・金属のデューデリジェンス及び透明性に関する施行令において、関連する定義、例外及び制限を定めている。評議会はさらに、新規則に沿って、気候変動問題に関する報告の詳細を別の省令案で規定した。この省令案は、現在改訂中であり、早ければ 2023 年 1 月 1 日から施行される。

これらの新規則及び義務の遵守には事前検討と共に多大な準備が必要となる。違反した場合、企業及び個人に対して最高 10 万スイスフランの罰金が課される可能性がある。新規則の適用対象となる可能性のある企業は、まず自社に報告又はデューデリジェンス義務が課されるかを確認し、課される場合には、規則や既存の報告手続の変更について詳細な分析を行うべきである。非財務情報の開示に関する規則の詳細は、[こちら](#)を参照いただきたい。

紛争地域及び児童労働からの鉱物・金属並びに非財務情報の開示に関する新規則は 2022 年 1 月 1 日に施行されている。報告義務は、2022 年 1 月 1 日の後に始まる最初の会計年度から適用されるため、会計年度が暦年と同じ多くの企業にとっては、2023 年 1 月 1 日から適用されることとなる。その結果、2023 年度の関連報告書は、2024 年第 1 期に初めて作成されることになるだろう。

[最初のページに戻る](#)